

諸会費等の納入について

合格おめでとうございます。皆様のご入学を心から歓迎いたします。

ご入学にあたり、下記各団体等に係る趣旨説明書及び会費等の納入についてご案内申し上げます。
これらの団体等は、学生の皆様の教育や課外活動への支援等を通じて、有意義で安全な学生生活を送ることができるよう設立・運営されているものです。これら諸会費等の納入にあたっては、加入者が一括して納入できるよう、各団体等からの委任に基づき、山形大学内に山形大学諸会費納入事務局を置き、取りまとめることとしております。

つきましては、各団体等の趣旨説明書及びパンフレットをご確認の上、原則として入学手続時の案内に沿い所定の方法で納入くださいますようご案内申し上げます。

【各団体の趣旨説明書】

<https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/index.php?cID=6029>



団体名等	金額	備考
学生教育研究災害傷害保険料	7,800円	学研災（6年間） 3,300円 (通学特約) 1,400円 (接触感染特約) 100円 付帯賠責(Cコース) 3,000円
山形大学校友会費	10,000円	生涯会費
英語力強化経費	5,990円	
山形大学小白川サークル会費	2,000円	
医学部医学科後援会費	89,000円	
医学部医学科同窓会費	50,000円	
***	***	***
合計	164,790円	[411]

*「払込取扱票」を用いた納入の場合は、通信欄に必要事項を記入し、最寄りのゆうちょ銀行で入学日の前日までに納入願います。

*払込みの確認や納入後のお問い合わせのために、領収書等の支払ったことを証明するものは必ず保管くださいますようお願いいたします。

各 団 体 の 趣 旨 説 明 書

学生教育研究災害傷害保険

本学では、学生生活中に不慮の災害事故などにあった場合に、補償を受けることができる「学生教育研究災害傷害保険」、ならびに正課中（臨床実習、看護実習などの医療関連実習を除く。）、学校行事中及びその往復途中で他人にケガをさせたり、他人の器物を破損したことにより生じる損害賠償責任事故を補償する「学研災付帯賠償責任保険」という制度への加入を勧めています。

これは、被保険者が大学の教育研究活動中に生じた事故、ならびに通学及び学校施設等相互間の移動中に発生した事故などによって、身体に障害を被った場合や、他人にケガをさせた場合に保険金が支払われるものです。インターンシップや教育実習等ではこの保険への加入が義務づけられている場合が多く、加入していない場合は参加できないことがあるため、原則として全員加入としております。

詳細については、ホームページに掲載されている「学生教育研究災害傷害保険のごあんない」及び「学研災付帯賠償責任保険のごあんない」等をご覧ください。

また、加入申込は保険料の納入をもって代えさせていただいております。保険証書は発行されませんので、合格者用ホームページよりダウンロードいただける保険のごあんないは必ず保管願います。

なお、生活面をサポートする保険（「大学生協取扱の保険（学生総合共済等）」及び「学生生活総合保険」等）は任意加入となっておりますので、ご希望に合わせて加入願います。

保険資料は合格者用ホームページに掲載されています

<問い合わせ先>山形大学エンロールメント・マネジメント部
学生支援課学生支援担当
TEL：023（628）4135

山形大学校友会

山形大学校友会は、学生の学業・課外活動への助成と各キャンパス間の交流活動を支援し、会員相互の親交を図り「山形大学コミュニティ」の醸成・強化に資することを目的に、平成18年12月に設立されました。会長は学長で、各学部の同窓会や後援会と連携を図りながら、学生の修学・課外活動・就職活動はじめ様々な事業を支援しています。校友会のホームページで様々な情報の発信を行っていますが、その他にもメールマガジンや会報等も利用して情報提供しております。コロナ禍で対面での交流が難しかったことを受けて“山形大学に係る全ての方が繋がる”ための「山形大学交流プラットフォーム」も開設しております。皆さま、ぜひご覧ください。



山形大学校友会ウェブサイト



山形大学校友会交流プラットフォーム



<問い合わせ先>山形大学校友会事務局

TEL : 023 (628) 4867



英語力強化経費（TOEIC IP テスト受験料相当額及び e-learning 教材相当額）

本学基盤共通教育においては、個々の学生の英語力や学習到達度を把握し、英語力強化を図るため、TOEIC を活用しています。TOEIC は、就職活動の際に英語能力の判断基準として用いられるなど、広く社会で活用されている英語能力診断テストであり、本学ではその中でも TOEIC IP テスト（団体特別受験制度）を利用しています。

本学で実施する TOEIC IP テストは、英語の授業（必修）の一環として 1 年次学生全員に受験していただくもので、その受験料相当額を個人負担としております。

また、日々の英語学習のサポートと TOEIC IP テスト対策のため、自学自習システムとして Reallyenglish 社の e-learning 英語教材を導入しており、そのライセンス料相当額を個人負担としております。

つきましては、英語力強化経費として、上述の個人負担分 5,990 円を納入いただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>山形大学エンロールメント・マネジメント部

教務課学士課程基盤教育担当

TEL：023（628）4832

山形大学小白川サークル会

本学では、小白川キャンパスに学ぶ全学生が会員となり「山形大学小白川サークル会」を組織しております。

本会は、サークル活動を通じて自主的な学問研究及び文化・スポーツ活動の向上発展を期するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とするものであり、原則として全員加入しております。

つきましては、本会活動の趣旨をご理解いただき、加入いただきますようご案内申し上げます。

<問い合わせ先>山形大学エンロールメント・マネジメント部
学生支援課学生支援担当
TEL：023（628）4122

山形大学医学部医学科後援会

医学科後援会は、別添会則のとおり医学科の教育活動を後援する目的で組織された保護者の団体です。その諸事業は、会員の皆様と綿密な連絡のもとに立案され、教育、厚生及び体育等各般についての意見や希望を拝聴しながら、大学当局との連絡・調整の上に運営されているところあります。具体的には、医師国家試験模擬試験や野外セミナー並びに課外活動等各種行事への助成等を行っています。

つきましては、ご子弟の入学にあたり、保護者の皆様を会員としてお迎えしたく、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

<問い合わせ先>山形大学医学部学務課学生総務担当
TEL：023（628）5056

山形大学医学部医学科同窓会「蔵王会」

医学科同窓会「蔵王会」は、医学部の現旧教職員、医学科の卒業生及び在学生などをもつて組織している団体です。

同窓会の目的及び事業については、別添会則のとおりですが、それら諸事業は会員の皆様と緊密な連絡のもとに運営されているところであります。

つきましては、このたびのご入学に当たり、皆様を準会員としてお迎えすることになりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

<問い合わせ先>山形大学医学部学務課同窓会担当
TEL：023-628-5157

山形大学医学部医学科後援会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、山形大学医学部医学科後援会と称し、事務所を山形大学医学部内に置く。

第2条 本会は、医学部医学科の教育活動を援助することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 学生の福利厚生に関する援助
- (2) 医学部医学科と家庭との連絡
- (3) 学生の課外活動の援助
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第4条 本会は、医学部医学科に在学する学生の保護者又は保証人を会員とし、その会員をもって組織する。

第2章 役員及び任務

第5条 本会の役員及び選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名 理事会において、理事のうちから推举する。
- (2) 副会長 2名 理事のうちから会長が委嘱する。
- (3) 理事 若干名 会員のうちから選出する。
- (4) 監事 2名 理事会において、理事を除く会員のうちから推举する。

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにその職務を代行する。
- (3) 理事は、重要案件を審議する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

第7条 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 会務諸般の相談にあずかるため、本会に顧問を置くことができる。

第9条 会長は、本会の事務を処理するため、幹事及び事務員を委嘱する。

第3章 会 議

第10条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、役員をもって構成し、第1回を5月に、第2回を翌年3月の年2回開催する。

ただし、臨時の理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の過半数の同意を得て開催することができる。

3 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

4 臨時の理事会には、審議事項により監事の出席を要しないことがある。

第11条 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 会長及び監事の推举に関する事。
- (2) 会務の報告に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。

- (4) 予算及び決算に関する事項。
- (5) 会則の改廃に関する事項。
- (6) その他理事会において必要と認めた事項。

第12条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、出席した理事の過半数の同意をもって議決する。

第4章 会 計

第13条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 会員の会費は、89,000円とし、入学の際に全額を納入する。

3 納入した会費は、返還しない。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 雜 則

第15条 この会則に定めるもののほか必要な事項については、別に定めることができる。

附 則

この会則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和59年5月26日から施行し、昭和59年5月1日から適用する。

山形大学医学部後援会役員の選出方法についての申合せ

(昭和59年5月26日理事会)

本会の次年度の役員の選出は、現理事会が行うものとする。

附 則

この会則は、昭和62年5月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成元年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

山形大学医学部医学科後援会役員の選出方法についての申合せ

(平成7年10月24日理事会承認)

本会の次年度の役員の選出は、現理事会が行うものとする。

附 則

1 この会則は、平成8年4月1日から施行する。

2 本会理事の選出方法は、別に定める。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年3月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年6月22日から施行し、平成29年度入学生から適用する。

山形大学医学部医学科同窓会会則

令和5年2月7日全部改正

第1条（名称）

本会は山形大学医学部医学科同窓会（蔵王会）と称す。

第2条（目的）

本会は、会員相互の親睦を図るとともに、山形大学医学部と密接な連携を保つてその発展に資することを目的とする。

第3条（会員）

本会の正会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 山形大学医学部医学科卒業生（以下「医学科卒業生」という。）
 - (2) 山形大学大学院医学系研究科医学専攻修了者
 - (3) 山形大学大学院先進的医科学専攻及び生命環境医科学専攻修了者のうち正会員となることを希望する者
 - (4) 山形大学役員のうち附属病院を担当する者及び医学部教員
- 2 本会の学生会員は、医学科に在学中の学生並びに大学院医学系研究科医学専攻及び先進的医科学専攻に在学中の大学院生のうち会員となることを希望する者とする。ただし、前項第1号及び第4号の規定に該当する者は本項を適用せず正会員とする。
- 3 本会の特別会員は、本会に対し功労のあった者で、山形大学医学部医学科同窓会理事会（以下「理事会」という。）が推薦し会員総会において承認された者とする。
- 4 次の各号の一に該当する場合には、本会正会員としての身分を失う。
- (1) 退会の申し出があった場合
 - (2) 死亡した場合
 - (3) 正会員としての適格性を著しく欠くと会員総会が認めた場合

第4条（事務局及び支部）

本会の事務局を山形大学医学部に置き、事務局の住所は（〒990-9585 山形市飯田西2丁目2-2 山形大学医学部内）とする。必要ある時は会員総会の決議により会員在住の地に支部を置くことができる。

第5条（事業）

本会はその目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 原則として1年に1回会員総会を医学部所在地で開催する。
- (2) 必要に応じて会員名簿を発行する。
- (3) 毎年1回以上会報を発行する（「山形大学医学部医学科同窓会新聞に関する規約」参照）。
- (4) 蔵王会賞を授与する（「山形大学医学部医学科同窓会学術賞（蔵王会賞）に関する規程」参照）。
- (5) 支部総会を開催する。
- (6) その他、必要な事業を行う。

第6条（役員）

本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 1名
- (3) 会計監査 3名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 理事 15名以上20名以内

- 2 会長は本会を代表し会務を統括する。
- 3 会長は会員総会及び理事会を開いて会務を策定する。
- 4 副会長は会長を補佐し、本会の円滑な運営に努める。
- 5 会計監査は本会の会計を監査する。
- 6 事務局長は、理事会の決定に従って会務を処理する。
- 7 理事は理事会の構成員として、年間の事業計画などを策定する。

第7条（役員の選出）

役員は、次に掲げる方法により選出する。

- (1) 役員は公募制とし、正会員の中から自薦又は他薦により募る。ただし、任期中に70歳を超える者は役員に公募する資格を有しない。
- (2) 理事会は、学内外のバランス等に配慮し、応募のあった正会員から互選により次期役員候補者を選出する。
- (3) 会員総会は、次期役員候補者から次期役員を決議する。
- (4) 次期役員が会員総会で承認されなかった場合は、会員総会に出席した会員の自薦又は他薦により次期理事を選出する。

第8条（会長）

会員総会において、役員の中から互選により、会長を選出するものとし、任期は1期2年とし再任を妨げない。ただし、最長2期までとする。

- 2 会長は、山形大学に在籍していない医学科卒業生又は大学院修了者から選出する。
- 3 会長の就任期日は会員総会決定後の1月1日とし、任期の最終期日は就任から2年が経過した12月31日までとする。
- 4 会長がその職務を遂行することが不可能となった時は、副会長が職務を代行する。

第9条（副会長等）

会員総会において、役員の中から、副会長、会計監査、事務局長及び理事を選出するものとし、任期は1期2年とし再任を妨げない。ただし、学外の役員の任期は最長3期までとする。

- 2 副会長、会計監査、事務局長及び理事の就任期日及び任期の最終期日は、前条第3項と同様とする。
- 3 副会長、会計監査、事務局長及び理事に任期中欠員が生じ会務に支障がある場合は、会長は理事会の決定に基づき次期改選までこれを補充委嘱することができる。
- 4 前項の規定により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条（理事会）

理事会は、第6条第1項に規定する役員をもって構成し、会長が召集する。

- 2 理事会は原則として年1回開催する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事5名以上から開催の請求があったとき、会長は理事会を召集しなければならない。

- 4 理事会の議長は会長とする。
- 5 理事会の成立は、構成員の過半数の出席をもって成立とし、出席者の過半数の賛成を持って議決する。
- 6 急を要する事項については会員総会に代わって協議処理できるものとする。ただし、後に会員総会に報告し了承を得るものとする。

第11条（会員総会）

- 会員総会は、第3条第1項に規定する正会員をもって構成し、理事会の決定に基づき会長が召集する。
- 2 会員総会は原則として年1回開催する。ただし、会長が必要と認め理事会が決定したときは臨時に開催することができる。
 - 3 会員総会の議長は出席会員から選出する。
 - 4 会員総会の成立は、構成員の過半数の出席をもって成立とし、出席者の過半数の賛成を持って議決する。
 - 5 会員総会開催の通知に対して、出欠の応答をしない者については、その決の全てを議長に委任したものとみなす。
 - 6 次の事項は、会員総会の承認を得なければならない。

- (1) 役員の承認
- (2) 事業報告及び当該年度の事業計画に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 会則の変更
- (5) その他理事会が必要と認めた事項

第12条（支部）

- 本会は必要に応じて地域に支部を置くことができる。支部の設置は会員総会で承認する。
- 2 会長は理事会での承認に基づき、支部代表を委嘱する。

第13条（会計）

- 本会の経費支出は、本会の会費及び本会への寄附をもってこれに當ることとする。
- 2 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。
 - 3 資産の管理・運用や経費の支出については、別に定める「蔵王会資産の管理・運用及び経費支出基準に係る規程」によるものとする。

第14条（年会費の納入）

- 会員は、次のとおり会費を納めるものとする。
- (1) 正会員
年会費 10,000円を納める。
 - (2) 学生会員
入学時に入会金 50,000円を納め、年会費を納める必要はない。ただし、第3条第1項第1号及び第4号の規定に該当する者は前号の規定を適用する。
 - 2 前項第1号の規定にかかわらず、75歳に達した正会員は、本人からの申し出に基づき翌会計年度以降の会費納入を免除するものとする。

第15条（住所等変更の報告）

正会員は住所、職業、姓名等に変更を生じた場合及びその他必要な事項はこれを会長に報告するものとする。

第16条 (改正)

会則の改正は、理事会の議を経て、会員総会出席者の過半数の同意を必要とする。

附 則

- 1 この会則は、令和5年2月7日から施行する。
- 2 この会則施行後、最初に選出される役員には、この会則施行時、現に役員である者の中から一定数を加えることができる。
- 3 この会則施行後、最初の会長は、第7条第1項(1)のただし書きによらず、任期中に70歳を超える者から選出することができる。ただし、その任期は、第8条第1項の規定によるものとする。
- 4 この会則施行後、最初に選出される会長、副会長、会計監査、事務局長及び理事の就任期日は、第8条第3項及び第9条第2項の規定にかかわらず、会員総会で指定した期日からとし、任期の最終期日は、就任期日から2年が経過した年の12月31日までとする。